

令和 8 年 度

国民健康保険事業概要

健康文化部 保険医療課

目 次

1	加入状況	1
	(1) 世帯数、被保険者数の推移	
	(2) 介護第2号被保険者の推移	
2	保険給付の推移	2
	(1) 療養給付費	
	(2) 療養費	
	(3) 高額療養費	
	(4) 出産育児一時金	
	(5) 葬祭費	
3	国民健康保険税の状況 その1	3
	(1) 国民健康保険税率等	
	(2) 収納状況(現年度分)	
	(3) 収納状況(滞納繰越分)	
	(4) 収納状況(合計)	
4	国民健康保険税の状況 その2	4
	令和8年度国民健康保険税率等	
5	予算・決算	5
	(1) 歳入	
	(2) 歳出	
6	令和6年度実績 国民健康保険主要データ比較	7
7	ジェネリック医薬品の利用促進の状況	8
	<用語解説>	

1 加入状況

(1) 世帯数、被保険者数の推移

(年度(4月～3月)平均)

区 分 \ 年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
世 帯 数 (世帯)	10,246	9,707	9,255	8,815	8,490
前年度比 (%)	△ 3.7	△ 5.3	△ 4.7	△ 4.8	△ 3.7
被 保 険 者 数 (人)	15,686	14,652	13,777	12,870	12,193
前年度比 (%)	△ 5.2	△ 6.6	△ 6.0	△ 6.6	△ 5.3

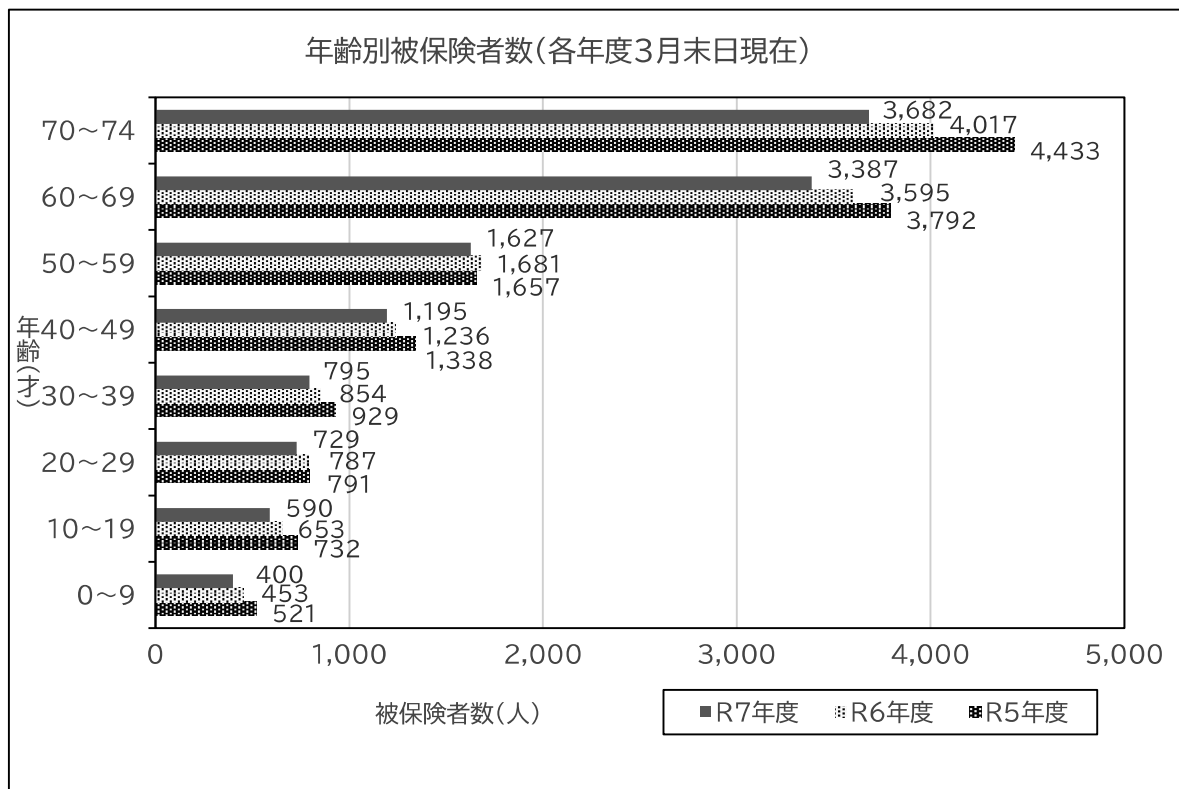
(2) 介護第2号被保険者(※1)の推移

(年度(4月～3月)平均)

区 分 \ 年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
世 帯 数 (世帯)	3,915	3,714	3,604	3,528	3,500
前年度比 (%)	△ 3.0	△ 5.1	△ 3.0	△ 2.1	△ 0.8
被 保 険 者 数 (人)	4,538	4,291	4,150	4,040	4,016
前年度比 (%)	△ 3.7	△ 5.4	△ 3.3	△ 2.7	△ 0.6

※は、用語解説参照。以降も同じ。

<参考>



2 保険給付の推移

(1) 療養給付費(※2)

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (決算見込)	令和8年度 (予算)
件数(件)	278,854	270,719	256,498	244,265	
費用額(千円)	5,926,021	5,868,033	5,460,430	5,413,220	5,242,990
1人当たり費用額 (円)	375,778	398,481	394,169	418,235	430,000

(2) 療養費(※3)

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (決算見込)	令和8年度 (予算)
件数(件)	6,072	5,814	5,400	5,173	
費用額(千円)	49,148	53,874	50,516	47,309	41,457
1人当たり費用額 (円)	3,117	3,658	3,647	3,655	3,400

(3) 高額療養費(※4)

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (決算見込)	令和8年度 (予算)
支給額(千円)	583,746	615,051	564,430	575,026	560,878
1人当たり支給額 (円)	37,016	41,766	40,744	44,428	46,000

(4) 出産育児一時金

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (決算見込)	令和8年度 (予算)
件数(件)	34	34	28	26	34
支給額(千円)	14,267	16,232	13,916	13,060	17,000

(5) 葬祭費

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (決算見込)	令和8年度 (予算)
件数(件)	108	105	77	108	120
支給額(千円)	5,400	5,250	3,850	5,400	6,000

3 国民健康保険税の状況 その1

(1) 国民健康保険税率等

(単位 円)

年度・税率等 項 目	令和6年度			令和7年度		
	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額
	課税限度額			課税限度額		
医療給付費分 ※5	5.85%	26,000	20,400	7.10%	31,500	20,400
	650,000			660,000		
後期高齢者支援金 等分 ※6	2.60%	10,600	7,200	2.60%	11,300	7,300
	240,000			260,000		
介護納付金分 ※7	2.10%	10,800	7,200	2.20%	11,100	5,500
	170,000			170,000		

(2) 収納状況(現年度分)

(単位 円)

項 目	令和6年度	前年度比	令和7年度	前年度比
調定額 ※9	1,495,165,200	2.6%	1,612,500,200	7.8%
収納額 ※10	1,425,647,391	3.2%	1,543,474,794	8.3%
不納欠損額 ※11	0	-100.0%	0	—
未収額 ※12	69,517,809	-7.4%	69,025,406	-0.7%
収納率	95.35%	0.50ポイント	95.72%	0.37ポイント
一世帯当たり調定額	160,909	7.6%	182,121	13.2%
一人当たり調定額	107,931	9.1%	124,585	15.4%

(3) 収納状況(滞納繰越分)

(単位 円)

項 目	令和6年度	前年度比	令和7年度	前年度比
調定額	247,990,533	-10.3%	217,945,770	-12.1%
収納額	74,690,609	-7.9%	66,314,062	-11.2%
不納欠損額	23,613,663	13.1%	19,366,002	-18.0%
未収額	149,686,261	-14.2%	132,265,706	-11.6%
収納率	30.12%	0.80ポイント	30.43%	0.31ポイント

(4) 収納状況(合計)

(単位 円)

項 目	令和6年度	前年度比	令和7年度	前年度比
調定額	1,743,155,733	0.5%	1,830,445,970	5.0%
収納額	1,500,338,000	2.5%	1,609,788,856	7.3%
不納欠損額	23,613,663	13.1%	19,366,002	-18.0%
未収額	219,204,070	-12.2%	201,291,112	-8.2%
収納率	86.07%	1.67ポイント	87.95%	1.88ポイント

4 国民健康保険税の状況 その2

令和8年度国民健康保険税率等

(単位 円)

年度・税率等 項 目	令和8年度			
	所得割率	均等割額	18歳以上 均等割額	平等割額
	課税限度額			
医療給付費分 ※5	7.35%	32,800		21,000
	670,000			
後期高齢者支援金 等分 ※6	2.74%	11,600		7,400
	260,000			
介護納付金分 ※7	2.35%	11,700		5,800
	170,000			
子ども・子育て支援 納付金分 ※8	0.29%	1,200	57	700
	30,000			

～子ども・子育て支援納付金分について～

- ・令和8年度に子ども・子育て支援金制度が創設され、従来の算定区分に追加。
- ・高校生年代までの子どもに賦課される均等割額は、軽減措置等の適用後全額軽減。
- ・この分を18歳以上の被保険者で割ったものが18歳以上均等割額として賦課。

5 予算・決算

(1) 歳入

(単位 千円)

項 目 / 年度等	令和6年度		令和7年度		令和8年度		
	決 算 額	前年度比 (%)	決 算 額 (見込み)	前年度比 (%)	予 算 額	前年度比 (%)	構成割合 (%)
国民健康保険税	1,500,517	2.5	1,609,900	7.3	1,544,189	△ 4.1	22.3
一般被保険者分	1,500,517	2.5	1,609,900	7.3	1,544,189	△ 4.1	22.3
現年度分	1,425,826	3.2	1,543,586	8.3	1,489,089	△ 3.5	21.5
滞納繰越分	74,691	△ 7.8	66,314	△ 11.2	55,100	△ 16.9	0.8
退職被保険者分	0	△ 100.0	0	—	—	—	—
滞納繰越分	0	△ 100.0	0	—	—	—	—
国庫支出金	11,621	6986.0	5	△ 100.0	11,404	227,980.0	0.2
国庫補助金	11,621	6986.0	5	△ 100.0	11,404	227,980.0	0.2
県支出金	4,781,084	△ 7.1	4,716,891	△ 1.3	4,615,049	△ 2.2	66.7
県補助金	4,781,084	△ 7.1	4,716,891	△ 1.3	4,615,048	△ 2.2	66.7
財政安定化基金交付金	0	0.0	0	—	1	—	0.0
繰入金(※13)	824,544	△ 2.5	606,067	△ 26.5	649,315	7.1	9.4
保険基盤安定繰入金	339,362	1.8	355,959	4.9	355,752	△ 0.1	5.1
未就学児均等割保険税繰入金	3,091	△ 10.7	3,348	8.3	3,355	0.2	0.0
職員給与費等繰入金	124,845	21.1	134,426	7.7	157,478	17.1	2.3
産前産後保険税繰入金	281	45.6	534	90.0	624	16.9	0.0
出産育児一時金繰入金	9,278	△ 14.3	8,706	△ 6.2	—	—	—
財政安定化支援事業繰入金	26,268	△ 1.0	26,314	0.2	26,367	0.2	0.4
その他一般会計繰入金	321,419	△ 12.8	76,780	△ 76.1	105,739	37.7	1.5
うち決算補填等目的(赤字)	218,669	△ 16.9	0	△ 100.0	0	—	0.0
繰越金	82,817	△ 8.6	124,129	49.9	70,000	△ 43.6	1.0
その他の収入	34,222	11.8	29,469	△ 13.9	27,843	△ 5.5	0.4
合 計	7,234,805	△ 4.5	7,086,461	△ 2.1	6,917,800	△ 2.4	100.0

※ 構成割合については、四捨五入の関係で内訳と計が一致しないことがある。

(2) 歳出

(単位 千円)

項 目 年度等	令和6年度		令和7年度		令和8年度		
	決 算 額	前年度 比 (%)	決 算 額 (見込み)	前年度 比 (%)	予 算 額	前年度 比 (%)	構成割 合 (%)
総 務 費	138,186	25.1	135,951	△ 1.6	170,826	25.7	2.5
保 険 給 付 費	4,661,653	△ 7.3	4,620,915	△ 0.9	4,538,036	△ 1.8	65.6
一般被保険者分	4,631,126	△ 7.2	4,588,309	△ 0.9	4,500,718	△ 1.9	65.1
療養給付費	4,025,712	△ 7.1	3,975,755	△ 1.2	3,901,760	△ 1.9	56.4
療 養 費	37,329	△ 6.0	34,657	△ 7.2	36,579	5.5	0.5
高額療養費	567,686	△ 7.9	577,091	1.7	560,878	△ 2.8	8.1
高額介護合算療養費	399	△ 42.9	806	102.0	1,500	86.1	0.0
移 送 費	0	0.0	0	0.0	1	—	0.0
退職被保険者分	0	0.0	—	—	—	—	—
審査支払手数料	12,755	△ 4.7	14,141	10.9	14,310	1.2	0.2
出産育児諸費	13,922	△ 14.3	13,065	△ 6.2	17,008	30.2	0.2
葬 祭 費	3,850	△ 26.7	5,400	40.3	6,000	11.1	0.1
傷病手当金	0	△ 100.0	0	—	—	—	—
国保事業費納付金(※14)	2,208,323	△ 2.2	2,125,668	△ 3.7	2,100,389	△ 1.2	30.3
医療給付費分	1,526,239	△ 0.9	1,477,674	△ 3.2	1,427,845	△ 3.4	20.6
後期高齢者支援金等分	524,363	△ 4.2	495,453	△ 5.5	468,588	△ 5.4	6.8
介護納付金分	157,721	△ 7.6	152,541	△ 3.3	157,341	3.1	2.3
子ども・子育て支援納付金分	—	—	—	—	46,615	皆増	0.7
財政安定化基金拠出金	0	0.0	0	0.0	1	—	0.0
保 健 事 業 費	99,470	7.5	95,654	△ 3.8	99,951	4.5	1.4
特定健康診査等事業費	93,580	7.6	89,918	△ 3.9	93,622	4.1	1.4
保健衛生普及費	5,890	5.8	5,736	△ 2.6	6,329	10.3	0.1
そ の 他 の 支 出	3,044	△ 49.7	3,713	22.0	5,597	50.7	0.1
予 備 費	0	0.0	0	0.0	3,000	—	0.0
合 計	7,110,676	△ 5.1	6,981,901	△ 1.8	6,917,800	△ 0.9	100.0

差 引 収 支	124,129	49.9	104,560	△ 15.8	0	—	—
---------	---------	------	---------	--------	---	---	---

※ 構成割合については、四捨五入の関係で内訳と計が一致しないことがある。

令和6年度実績 国民健康保険主要データ比較

	県全体	知多市	東海市	大府市	半田市	常滑市	東浦町	阿久比町
総世帯数(世帯)	3,501,478	37,456	52,620	41,138	53,551	26,593	21,714	11,146
総人口(人)	7,499,957	82,797	113,242	93,112	115,835	58,637	49,818	28,042
国保世帯数(世帯)	818,621	9,020	10,431	8,192	12,299	6,153	5,082	2,729
総世帯に占める割合	23.4%	24.1%	19.8%	19.9%	23.0%	23.1%	23.4%	24.5%
国保被保険者数(人)	1,189,646	13,276	15,159	12,118	18,304	9,235	7,591	4,163
総人口に占める割合	15.9%	16.0%	13.4%	13.0%	15.8%	15.7%	15.2%	14.8%
一人当たり療養諸費用額(円)	401,668	397,816	423,265	418,467	407,383	404,979	416,308	416,491
県内54市町村内順位	—	34位	11位	13位	23位	25位	18位	17位
一人当たり保険税調定額(円)	119,004	107,931	137,987	123,483	128,652	119,320	119,735	128,399
県内54市町村内順位	—	45位	4位	20位	10位	26位	25位	11位
保険税収納率(6年度 現年度分)	95.31%	95.35%	93.76%	98.63%	98.22%	96.21%	94.73%	97.20%
県内54市町村内順位	—	28位	42位	2位	3位	19位	34位	10位
保険税収納率(7年度 現年度分)速報	95.19%	95.72%	94.51%	98.66%	98.34%	96.45%	94.11%	96.81%

※ 本市を含む知多半島の5市、及び本市に隣接する町を比較。世帯数、人口、被保険者数は、年度末現在

※ 保険税収納率は、年報の収納率計算方法による。

ジェネリック医薬品の利用促進の状況

(1) 差額通知送付対象

通知対象差額 200円以上
 通知対象年齢 30歳以上
 通知対象医薬品 全ての医薬品
 公費該当分も通知対象に含める

(2) 差額通知送付実績

令和7年9月送付分

(内容)

対象月 令和7年6月調剤分
 通知件数 95件 (前年同期 193件)
 ジェネリック医薬品利用率(数量) 94.0%(前年同期 86.5%)

(効果)

保険者負担軽減額 令和7年7月～令和8年4月累計
 286,735円(前年同期 839,296円)

令和8年3月送付分

(内容)

対象月 令和7年12月調剤分
 通知件数 214件 (前年同期 157件)
 ジェネリック医薬品利用率(数量) 94.2%(前年同期 91.2%)

(効果)

保険者負担軽減額 令和8年1月～4月累計
 385,918円(前年同期 395,119円)

(3) ジェネリック医薬品利用率(数量)の推移

(単位:%)

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
平均利用率(数量) 目標値(80%以上)	82.7	83.7	84.8	86.5	89.4	94.4

<用語解説>

1 介護第2号被保険者

介護保険法第9条第2号に定められた、40歳以上65歳未満の医療保険加入者をいう。介護保険第2号被保険者には、国保事業費納付金(介護納付金分)に充てるための介護納付金分保険税を賦課する。

2 療養給付費

国保における原則的な医療給付であり、医療機関等における診療、薬剤、処置・手術、居宅における療養上の管理、入院などの費用に対する給付で、現物給付として行われる。

(参考)診療報酬明細書(レセプト)

診療報酬明細書は、保険医療機関等が被保険者の診療を行ったときの医療費をその患者の所属する保険者に対して請求する診療報酬請求書に添付する書類である。診療報酬明細書は、患者ごとに毎月1枚作成し、各月に実際に行った診療内容と個々の診療行為に要した費用の額を記入するもので、診療内容の明細を示すために作成される。

3 療養費

国保における補完的な医療給付であり、コルセットなどの治療用装具、柔道整復師による施術、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術などの費用や、保険医療機関等がない地域で病気になった場合など保険者が療養の給付を行うことが困難であると認めるときに給付するもので、現金給付として行われる。

4 高額療養費

高額療養費は、被保険者が同一の月にそれぞれ一つの病院、診療所、薬局その他について受けた療養に係る自己負担額が高額療養費算定基準額(自己負担限度額)を超える場合に、その超える額を支給するもの。自己負担限度額は次のとおり(R8.8月改正)

70歳未満の方

所得区分	同一世帯の 国保加入者 全員の 旧ただし書 所得合計額	自己負担限度額		
		過去12か月3回目まで	4回目以降	年間上限
ア	901万円超	270,300円 +(医療費-901,000円)×1%	140,100円	168万円
イ	600万円超 901万円以下	179,100円 +(医療費-597,000円)×1%	93,000円	111万円

ウ	210 万円超 600 万円以下	85,800 円 + (医療費 - 286,000 円) × 1%	44,400 円	53 万円
エ	210 万円以下	61,500 円	44,400 円	53 万円
オ	市民税 非課税世帯	36,900 円	24,600 円	29 万円

注 旧ただし書所得＝総所得金額等－基礎控除額

70 歳以上の方

所得区分		外 来 (個人ごと)	外 来 + 入 院(世帯ごと)		
			過去 12 か月 3 回目まで	4 回目以降	年間上限
現 役 並 み 所 得	Ⅲ 690 万円以上	270,300 円 + (医療費 - 901,000 円) × 1%		140,100 円	168 万円
	Ⅱ 380 万円以上 690 万円未満	179,100 円 + (医療費 - 597,000 円) × 1%		93,000 円	111 万円
	Ⅰ 145 万円以上 380 万円未満	85,800 円 + (医療費 - 286,000 円) × 1%		44,400 円	53 万円
一般世帯		22,000 円 (外来年間上限) (216,000 円)	61,500 円	44,400 円	53 万円
課 税	低所得者 Ⅱ	11,000 円 (外来年間上限) (96,000 円)	25,700 円	24,600 円	29 万円
	低所得者 Ⅰ	8,000 円	15,700 円		18 万円

注1 現役並み所得者とは、同一世帯の 70～74 歳の国民健康保険被保険者について、市民税の課税標準額が 145 万円以上の者、かつ旧ただし書所得が 210 万円以上の者。ただし、同一世帯の 70～74 歳の国民健康保険被保険者の収入が 1 人の場合は 383 万円未満、2 人以上の場合は合計が 520 万円未満、また、同一世帯に国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方がいる場合は、被保険者と後期高齢者医療に加入した方の合計が 520 万円未満の場合は一般の区分を適用。

注2 一般世帯とは、現役並み所得者以外の市民税課税世帯。

注3 低所得者Ⅱとは、世帯主及び世帯員全員が市民税非課税である者(低所得者Ⅰ以外の者)

注4 低所得者Ⅰとは、世帯主及び世帯員全員が市民税非課税かつ各種所得等から必要経費・控除額(年金の所得は控除額を 82 万 6,500 円として計算)を差し引いた所得が 0 円となる者。

注5 年間上限額は 8 月から翌年 7 月までの累計額に対して適用。

5 医療給付費分

国民健康保険事業費納付金のうち、主に医療給付費分の納付に要する費用に充てるための課税額。基礎課税額分ともいう。

6 後期高齢者支援金等分

国民健康保険事業費納付金のうち、75 歳以上を対象とする後期高齢者医療制度の医療費等に充てるための後期高齢者支援金等分の納付に要する費用に充てるための課税額。

7 介護納付金分

国民健康保険事業費納付金のうち、介護保険の費用に充てるための介護納付金分の納付に要する費用に充てるための課税額。40 歳以上 65 歳未満の介護保険第2号被保険者が課税対象。

8 子ども・子育て支援納付金分

令和8年度に創設された子ども・子育て支援金制度に伴い、子育て世帯への経済的支援を拡充するために新設された課税額。

9 調定額

地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合において、地方公共団体の長がその歳入の内容を調査して収入金額を決定する行為を調定といい、決定された額が調定額となる。国民健康保険税は、国民健康保険税条例に規定する税率等により算定した額となる。

10 収納額

調定額のうち納付書等により払い込まれて市の収入となった額で、この資料では還付未済額を差し引いた額をいう。

11 不納欠損額

国民健康保険税の徴収権の消滅で、地方税法第18条第1項では法定納期限の翌日から起算して、5年間行使しないことによって、時効により消滅すると規定されている。また、同じく地方税法第15条の7では一定の要件に該当する場合には、第4項では3年、第5項では即時に消滅させることができると規定されている。

12 未収額

調定額から収納額、不納欠損額を控除した額で、滞納繰越分として翌年度に繰り越する。

13 繰入金

国民健康保険事業特別会計に市の一般会計から繰入れを行うもの。法定繰入と法定外繰入に分かれており、法定繰入については国と地方の財源調整の一環として、地方財政措置が講じられる。法定外繰入のうち、決算補填等目的の繰入については、赤字に分類され、削減・解消が求められている。

保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)

市町村は、一般会計から低所得者について条例の定めるところにより行う保険税の減額賦課の額を基礎として、国保特別会計に繰り入れなければならない。都道府県は市町村の繰入金の4分の3相当を負担する。

保険基盤安定繰入金(保険者支援分)

市町村は、一般会計から低所得者の数に応じて国民健康保険の財政状況その他の事情を勘案して政令の定めるところにより算定した額を国保特別会計に繰り入れなければならない。国及び都道府県は、それぞれ市町村の繰入金の2分の1相当分及び4分の1相当を負担する。

未就学児均等割保険税繰入金

未就学児に係る均等割額(基礎課税額分及び後期高齢者支援金等課税額分)について、公費が負担する5割に相当する額を繰り入れるもの。

職員給与費等繰入金

職員給与費や国民健康保険事務に要する経費のうち、補助金を除いた額を繰り入れるもの。

産前産後保険税繰入金

出産被保険者の出産予定日又は出産の日の属する月の前月(多胎妊娠の場合には、3か月前)から、出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び均等割額について、減額する額を繰り入れるもの。(令和5年度に新設)

出産育児一時金繰入金(令和8年度から廃止)

出産育児一時金の支給額の3分の2に相当する額を繰り入れるもの。

財政安定化支援事業繰入金

国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するための繰入。高齢者数に着目して、年齢構成差による給付費の増嵩(*)の一定割合により算定された額を一般会計から繰り入れることができる。

*^{ぞうすう}増嵩: 予算や費用などの金額が増えること。

その他一般会計繰入金

現行保険税の収入と補助金等で賄いきれない国保事業費について、一般会計から繰入れて補填するもの(法定外繰入)。国民健康保険税の負担緩和分が決算補填等目的の繰入(赤字)に該当する。

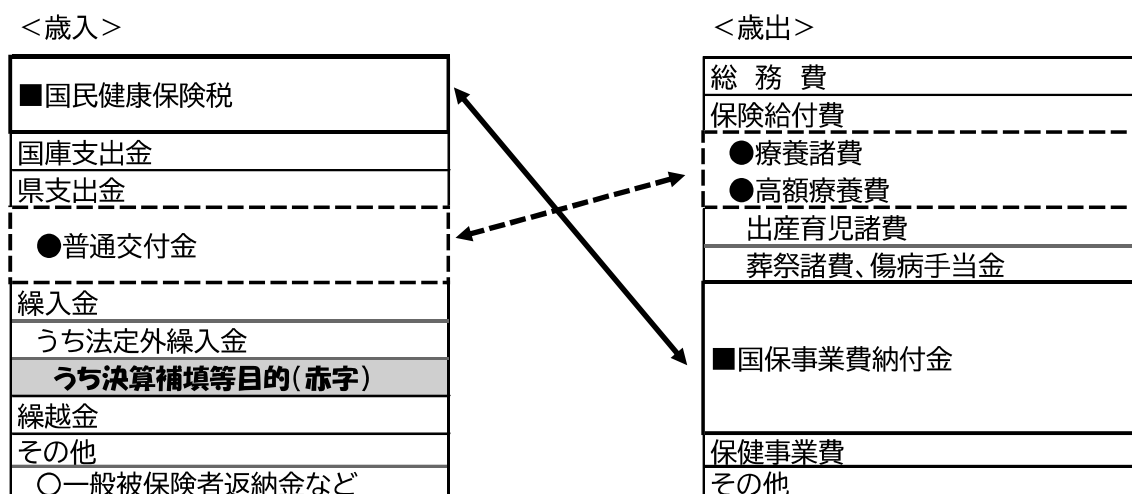
14 国保事業費納付金

国民健康保険の財政運営の主体である都道府県に対して、都道府県内の市町村が納付する。医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、令和8年度から追加となった子ども・子育て支援納付金分に分かれており、納付金額の算定は都道府県が行う。

都道府県は、保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金、子ども・子育て支援金の推計をもとに、都道府県内の保険料収納必要総額を算出し、当該総額を市町村ごとの被保険者数及び所得水準で按分して市町村ごとの納付金額を決定する。医療給付費分については、按分した金額に市町村ごとの医療費水準を反映させて決定する。納付された納付金は、国などからの公費とまとめて管理し、市町村に対して保険給付に必要な費用を交付する。

(参考) 国民健康保険税と国保事業費納付金の関係

1 国民健康保険税の目的



2 国保事業費納付金



(1) 県全体の納付金総額

納付金算定基礎額＝県全体の保険給付費(医療費)等－公費等

(2) 各市町村の納付金額

納付金算定基礎額を各市町村の被保険者数及び所得総額で按分し、医療費水準を反映

(3) 標準保険料率の算定

各市町村の納付金から、市町村に交付される公費を減算し、保健事業等の事業費等を加えた後に、標準的な収納率を加味し算定

※ ①について、11月に仮算定、1月に本算定結果が通知される。